

兵庫県公報

平成22年3月26日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
人事委員会規則	
○ 人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	1
○ 職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則	1
人事委員会訓令	
○ 人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	9

公布された法令のあらまし

●人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）

職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の改正により、職員の退職手当に関する条例第15条の7及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7に規定する退職手当支給制限等の処分に関する事務を人事委員会が実施することに伴い、所要の整備を行うこととした。

●職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則（人事委員会規則第3号）

職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の改正により、職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第2項に規定する事務を人事委員会が実施することに伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

兵庫県人事委員会
委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第2号

人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局組織規則（昭和59年人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

- (19) 職員の退職手当に関する条例第15条の7及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7に規定する人事委員会が行う事務に関すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。



職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

兵庫県人事委員会
委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第3号

職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号。以下「職員退職手当条例」という。）第15条の7第2項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号。以下「学校職員退職手当条例」という。）第13条の7第2項の規定による意見陳述の機会の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「意見陳述」とは、職員退職手当条例第15条の3第2項、第15条の5第1項若しくは第15条の6第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者又は学校職員退職手当条例第13条の3第2項、第13条の5第1項若しくは第13条の6第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者（以下「当事者」という。）が口頭で意見を述べることをいう。

(申立てを行う意思の有無の確認等)

第3条 人事委員会は、職員退職手当条例第15条の3第2項、第15条の5第1項若しくは第15条の6第1項から第5項までの規定による処分又は学校職員退職手当条例第13条の3第2項、第13条の5第1項若しくは第13条の6第1項から第5項までの規定による処分について任命権者から意見を聴かれたときは、当事者に対し、職員退職手当条例第15条の7第2項又は学校職員退職手当条例第13条の7第2項に規定する申立て（以下「申立て」という。）を行う意思の有無を確認するものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による確認をするときは、当事者に対して、意見陳述の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は意見陳述の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができることを教示するものとする。

3 第1項の規定による確認は、人事委員会が、当事者に対し、前項の教示事項及び次に掲げる事項を意見陳述通知書（様式第1号）により通知して行うものとする。

(1) 職員退職手当条例第15条の7第1項又は学校職員退職手当条例第13条の7第1項の規定に基づき任命権者から意見を聴かれている退職手当の支給制限等の処分内容及び根拠となる条例の条項

(2) 任命権者が退職手当の支給制限等の処分を行おうとしている理由

(3) 任命権者が退職手当の支給制限等の処分に係る事件の内容としている事実

(申立てを行う意思の有無に係る通知)

第4条 当事者は、前条第3項に規定する通知を受けたときは、人事委員会が定める期限までに、申立てを行う意思の有無を書面により人事委員会に通知しなければならない。

2 前項に規定する場合において、当該当事者が、正当な理由なく同項の規定による通知をしなかったときは、当該当事者は、申立てをする意思がないものとみなす。

(意見陳述の機会の付与に係る通知)

第5条 人事委員会は、意見陳述の機会を付与するにあたっては、期日及び場所を指定し、これを当事者に通知するものとする。

2 人事委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、当事者の申し出により又は職権で、意見陳述の期日又は場所を変更することができる。

(代理人)

第6条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述に関する一切の行為をすることができる。

3 人事委員会は、審査の円滑迅速な進行と公正な運営を期するため、特に必要があると認めるときは、代理人の数を制限することができる。

4 当事者は、代理人が2人以上あるときは、そのうちの1人を指名して主任代理人としなければならない。

5 当事者は、代理人を選任し、又は解任し、及び主任代理人を指名し、又はその指名を取り消したときは、速やかに代理人選任届（様式第2号）、代理人解任届（様式第3号）、主任代理人指名届（様式第4号）又は主任代理人指名取消届（様式第5号）を人事委員会に提出しなければならない。

(意見陳述の期日における審理の公開)

第7条 意見陳述の期日における審理は、人事委員会が公開することを認めるときを除き、公開しない。

2 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の期日における審理の公開を相当と認めるときは、速やかにその旨を当事者に通知するとともに、当該意見陳述の期日及び場所を県庁の掲示板に掲示するものとする。

(所在が知れないときの通知の方法)

第8条 人事委員会は、意見陳述に関する通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れな

いときは、その通知を保管するとともに、その通知を受けるべき者にいつでも通知を交付する旨及びその内容の要旨を兵庫県公報に登載するものとする。この場合においては、その登載された日から2週間を経過した時に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。

(当事者が不出頭の場合における意見陳述の機会の終結)

第9条 人事委員会は、当事者又は代理人の全部若しくは一部が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、第3条第2項に規定する陳述書及び証拠書類等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、又は意見陳述書若しくは証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、意見陳述の機会の付与の手續に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条、第 4 条関係)

(表)

意見陳述通知書

年 月 日

様

兵庫県人事委員会委員長 閣

あなたに対する以下の処分について、あなたには、職員の退職手当に関する条例第15条の7第2項(公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の7第2項)の規定に基づき、以下のとおり意見陳述の機会があります。ついては、あなた又はあなたの代理人に意見陳述を行う意思があるかどうかを 年 月 日までに兵庫県人事委員会へ通知願います。なお、期限までに連絡がない場合は、意見陳述を行う意思がないものとみなされますのでご注意ください。

意見陳述機会の件名	
任命権者から意見を聴かれている退職手当の支給制限等の処分の内容	
根拠となる条例の条項	
任命権者が退職手当の支給制限等の処分を行おうとしている理由	
任命権者が退職手当の支給制限等の処分に係る事件の内容としている事実	
意見陳述の機会の期日	年 月 日 時 分から
意見陳述の機会の場所	
意見陳述の機会に関する事務を担当する組織	名 称
	所 在 地

- 注意 1 あなた又はその代理人が正当な理由なく意見陳述の機会の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類若しくは証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結することがあります。
- 2 その他、意見陳述の機会に際しての留意事項は裏面のとおりでです。

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときには、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 当事者にこの様式を交付するときには、別記様式第2号及び別記様式第4号の様式を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

- 1 あなたは、意見陳述の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、又は意見陳述の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたが意見陳述の機会の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を意見陳述の機会の期日に出頭させて、意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができます。希望する場合には、別記様式第2号の代理人選任届と委任状の写し等委任の証拠となる書類を兵庫県人事委員会に提出してください。
- 3 あなたは、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、兵庫県人事委員会に対し、意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 4 あなた又はあなたの代理人が意見陳述の機会の期日に出頭する場合には、この通知書を持参するとともに、あなた自身の身分を証明するもの（免許証、パスポート等）を持参してください。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

代理人選任届

年 月 日

兵庫県人事委員会委員長 様

代理人を選任する者の住所

代理人を選任する者の氏名

印

年 月 日
代理人を選任したので届け出ます。

において行われる意見陳述の機会について、下記のとおり

記

1 意見陳述の機会の件名

2 代理人の氏名、住所等

ふりがな
氏 名

住 所 (事務所所在地)

電 話 () ー 番
ファックス () ー 番

所属及び職名 (職業)

3 委任事項

- 備考 1 不要な文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号（第6条関係）

代理人解任届

年 月 日

兵庫県人事委員会委員長 様

代理人を解任する者の住所

代理人を解任する者の氏名

印

年 月 日 において行われる意見陳述の機会について、下記のとおり
代理人を解任したので届け出ます。

記

1 代理人の氏名

2 解任年月日

- 備考 1 不要な文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

主任代理人指名届

年 月 日

兵庫県人事委員会委員長 様

主任代理人を選任する者の住所
主任代理人を選任する者の氏名

印

年 月 日 において行われる意見陳述の機会について、下記のとおり主任代理人を指名したので届け出ます。

記

1 代理人選任届の提出年月日

2 主任代理人の氏名

注意 代理人選任届 (様式第 2 号) を未提出の場合は、当様式と同時に提出してください。

- 備考 1 不要な文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 5 号（第 6 条関係）

主任代理人指名取消届

年 月 日

兵庫県人事委員会委員長 様

主任代理人の指名を取消す者の住所

主任代理人の指名を取消す者の氏名

印

年 月 日 において行われる意見陳述の機会について、下記のとおり主任代理人の指名を取り消したので届け出ます。

記

1 主任代理人の氏名

2 指名取消年月日

- 備考 1 不要な文字は消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

人 事 委 員 会 訓 令

兵庫県人事委員会訓令第 1 号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3月26日

兵庫県人事委員会

委員長 中 瀬 憲 一

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程（昭和59年人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第 5 条第 2 項第 7 号中「情報公開審査会又は個人情報保護審議会」を「情報公開・個人情報保護審議会」に改め、同項第42号を同項第43号とし、同項第41号の次に次の1号を加える。

(42) 職員の退職手当に関する条例第15条の 7 第 1 項及び公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の 7 第 1 項に規定する退職手当の支給制限等の処分に関し、退職手当管理機関に対し意見を述べること。

第 9 条第 2 項第 4 号中「代休日」の右に「若しくは超勤代休時間」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項第 7 号の改正規定は、平成22年11月 1 日から施行する。